コモンズ30ファンド

追加型投信/内外/株式 分配金再投資専用

投資信託説明書(請求目論見書) 2025年10月

コモンズ投信株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23 年法第25 号)第13 条の規定に基づき作成され、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

この目論見書により行う≪コモンズ30ファンド≫の受益権の募集について、発行者であるコモンズ投信株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月31日に関東財務局長に提出しており、2025年4月1日にその届出の効力が生じております。また同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2025年10月17日に関東財務局長に提出しております。

第一部 証 券 情 報	• • • • • • • • • • • • • • • 1
第二部 ファンド情報	••••••
第1 ファンドの状況	• • • • • • • • • • • • • • • • • •
1 ファンドの性格	••••••
2 投資方針	
3 投資リスク	
4 手数料等および税金	
5 運用状況	• • • • • • • • • • • • 30
第2 管理および運営	• • • • • • • • • • • • 38
1 申込(販売)手続等	• • • • • • • • • • • • 38
2 換金(解約)手続等	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
3 資産管理等の概要	• • • • • • • • • • • • 41
4 受益者の権利等	• • • • • • • • • • • • • 46
第3 ファンドの経理状況	• • • • • • • • • • • • 48
1 財務諸表	• • • • • • • • • • • 51
2 ファンドの現況	• • • • • • • • • • • 71
第4 内国投資信託受益証券事務の概	要 ・・・・・・・・・・・ 72
第三部 委託会社等の情報	• • • • • • • • • • • • 73
第1 委託会社等の概況	73

《投資信託約款》

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

コモンズ30ファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型株式投資信託(契約型)の受益権(以下「受益権」といいます。)です。 (当初元本は1口=1円)

②信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

*当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

継続申込期間:3,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、ご購入申込みが行われ、かつ当該取得申込にかかる所定の事務手続きが完了したものを 当日のお申込分とします。委託会社の指定した販売会社(以下「指定販売会社」といいます。) のお取扱い時間は、別途指定販売会社が定めるものとします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示します。

ファンドの基準価額については前営業日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される(掲載名:コモンズ30)他、指定販売会社(後記(8)申込取扱場所を参照)及び委託会社にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社の照会先

コモンズ投信株式会社

[ホームページ] https://www.commons30.jp/

コールセンター

〔電話番号〕 03-5860-5706

(受付時間:10:00~16:00 土日祝日、年末年始を除く)

(5)【申込手数料】

①委託会社

ありません。

②指定販売会社

別途、指定販売会社が定める購入申込手数料を申し受けることがあります。

なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%(税抜3%)が上限となっております。

(6) 【申込単位】

①委託会社

別途、委託会社が定める申込単位とします。

②指定販売会社

別途、指定販売会社が定める申込単位とします。

※ただし、収益分配金等を再投資する場合については、1円単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間:2025年4月1日から2026年3月31日まで

なお、継続申込期間は前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権は、委託会社*および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。

委託会社

コモンズ投信株式会社

コールセンター

[電話番号] 03-5860-5706

(受付時間:10:00~16:00 土日祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス https://www.commons30.jp/

*コモンズ投信株式会社は、当ファンドの運用を行う「委託会社」であると同時に、自らが発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しております。

(9) 【払込期日】

1. 委託会社

お申込代金は、継続申込期間(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における毎営業日に、 委託会社の指定する銀行口座へお振込みください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、追加信託金として、受託会社の指定 する当ファンドロ座に払い込まれます。

2. 指定販売会社

お申込代金は、継続申込期間(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における毎営業日に、 お申込みの指定販売会社へお振込みください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、追加信託金として、受託会社の指定 する当ファンドロ座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを受付けた委託会社および指定販売会社でお取扱します。 前記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ①申込証拠金はありません。
- ②日本以外の地域における発行は行いません。
- ③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、お客さま(受益者)の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長 期的な成長を図ることを目的とします。

②信託金の限度額

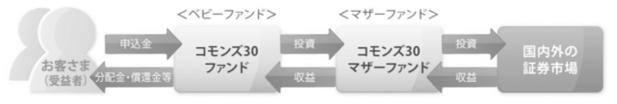
信託金の限度額は3,000億円です。なお、委託会社(投信会社)は、受託会社(信託銀行)と 合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方 式で運用します。ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投 資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕 組みです。

※お客さま(受益者)が購入されるのはベビーファンドとなります。

本書において、文脈により別に解すべき場合を除いて、「当ファンド」にマザーファンドが 含まれることがあります。



- * 当ファンドは、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合があります。
- * マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。 * 分配金は、税引き後再投資されます。

④商品分類·属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株式
単位型	国内	債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	()
		資産複合

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		_
一般		(日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回		ファンド	(適時ヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オ	なし
			ブ・ファンズ	
	その他			
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券				
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

- (注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- O 追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 〇 内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- O 株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の 記載があるものをいう。
- 〇 その他資産(投資信託証券(株式 一般)):組入れている資産を記載するものとする。
- 〇 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 〇 グローバル (日本を含む):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- 為替ヘッジあり (適時ヘッジ): 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

- ※商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。(https://www.toushin.or.jp/)
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。

⑤特色

〈ファンドの基本方針〉

- 1. 投資の目線は30年とします。
- 2. 投資対象は、原則として30銘柄程度とします。
- 3. 企業との対話を重視します。
- 4. 生活者(個人投資家)の参加する場を数多く提供します。
- 5. 直接販売を主とします。
- 6. 信託報酬の一部を社会貢献に活用します。

<ファンドの価値観~Common Values (コモン・バリューズ) ~>

私たちのファンドは、「現役と次世代の生活者にとっての豊かな社会を導く長期投資」「企業の永 続的な繁栄と価値創造を応援する長期資本」を育むことを目的としています。そのため、以下のよう な特徴を持っています。

●30年目線の長期投資(自分のためだけではなく、次世代以降も視野に入れた投資)

私たちは、お客さま(受益者)が企業の価値創造に参加するために、30年目線の長期投資を実施します。足元の企業業績に基づく市場の短期売買偏重は、企業が価値を創造する時間軸に合致していない場合があります。企業には物的資産、人材、金融資産のように重要な「見える資産」だけではなく、経営理念や企業文化(DNA)のように重要な「見えない資産」も存在します。私たちは、長期投資を通じて、本来の直接金融の意義である資金提供による企業への本質的な価値創造にコミットしていきたいと考えています。

私たちは、長期投資はお客さま(受益者)にとってもメリットが大きいと考えます。投資リターンは本来、企業の創造した価値の配分です。そのため、企業が価値創造する時間の少ない短期投資よりも、企業の長期的な価値創造とともに歩む長期投資のほうが、お客さま(受益者)にとってもその配分を享受できる機会が多いと考えます。また、投資成果を短期的に分配するのではなく、配当の再投資も含めた複利効果で時間を味方につけた収益の最大化を目指したいと考えています。この複利効果は、投資期間が長いほど高まっていきます。また、長期投資は、売買回転率の抑制につながり、結果として、売買コストを引下げる効果もあります。

私たちは、30年は遠い将来で不確定要素も多々あると認識しておりますが、30年というのは、生活者にとっては「一世代」という重要なライフサイクルであり、企業にとっても同様にゴーイングコンサーン(継続企業の前提)を考慮するうえで、重要な時間軸と考えます。コモンズ30ファンドは、ご自分の長期の資産形成というだけでなく、お子さんやお孫さんといった次世代以降も意識した投資と位置付けています。こうした想いで次世代の社会でも継続して繁栄する企業を応援していきます。

●30銘柄程度への集中投資(顔が見える投資)

私たちは、原則として30銘柄を厳選するアクティブ運用を実施します。投資リターンを上げるためには優良な企業を厳選して集中投資することが効果的ですが、同時にリスク分散も投資の重要な運用規範であります。ポートフォリオ論でリスク分散効果のほとんどは20~30銘柄程度で満たされるという分析も参考にしながら、健全な運用に務めます。

私たちは、お客さま(受益者)にとって投資信託の中身が分かりやすくなることも重要だと考えています。投資先を30社程度に厳選することは、結果として投資信託の中身である個々の企業の「顔」まで把握でき、投資信託への投資を通じて長期的な企業の価値創造にポジティブな姿勢で応援できると考えます。

●企業との双方的対話を重視する投資(友好的なアクティブ運用)

私たちは、単に株式投資するだけでなく、企業との対話を重視します。一方的に、「モノ言う」ことは企業価値の創造につながらないと考え、あくまでも友好的な双方的対話を目指します。

経営と株主を対立軸として捉えるのではなく、30年という長期の時間軸に基づき、経営と株主が同じ方向の視線で、持続性ある価値創造をすることに貢献したいと思います。

●生活者=個人投資家の参加(気づきと対話の空間づくり)

私たちは、生活者(個人投資家)に企業と資本主義へのつながりの「気づき」を促す媒体になりたいと考えています。今まで投資に関心を持つことが無かった生活者にも、投資を通じて、企業との接点を持つことの意義が高まっていくことに尽力したいと考えます。企業の価値創造の主役は、経営者と従業員および商品やサービスを評価して購入する生活者=最終消費者であると考えます。360度の視点から企業を見ることができる生活者が個人投資家として双方的に企業と対話できる空間は、経営者にとって大切な情報源になります。そのために私たちはお客さま(受益者)と投資先企業の交流セミナーにも積極的に取り組んでいきます。

私たちは、30年という次世代をも視野に入れたコモンズ30ファンドを通じて、今から少しでも行動 したいと思っている生活者と共に「参加型の投信」を築いていきます。もちろん、私たちの共有価値 観 (コモン・バリューズ) に賛同していただき、単年度の運用成果志向を超える投資を実施する法人 投資家の参加も歓迎します。

●直接販売 (Common Ground [共有地] の構築)

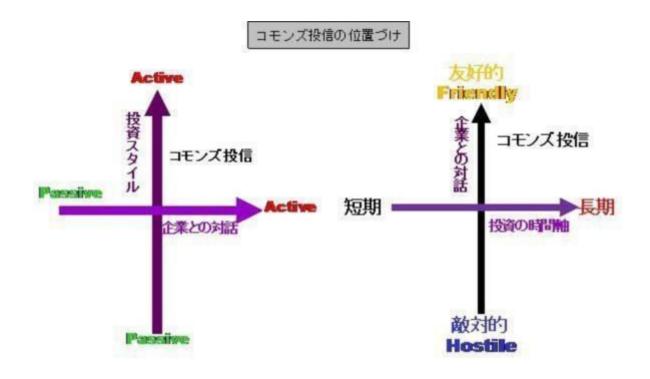
私たちは、自社での直接販売を基本とします。直接販売を行うことで、お客さま(受益者)と、顔と顔が見える関係となり、直接、お客さま(受益者)の声を聞かせていただきたいからです。つまり、お客さま(受益者)と一緒に共有地=コモングラウンドを築きたいと考えています。直接販売という形態は、「企業とお客さま(受益者)の双方的対話」を促す場所、コモングラウンドの構築にもつながります。

もちろん、私たちの共有価値観 (コモン・バリューズ) に賛同していただけるのであれば、指定販売会社の委託販売の機会を排除するものではありません。

●信託報酬の考え方 (30年投資とCommon Groundに合致)

私たちは、30年という長期投資の複利効果をより高めるためには、年度毎に重なる信託報酬(投信 運用者、投信販売者、信託銀行への報酬)をなるべく低く設定することが大切であると考えます。た だ、同時にコモン・バリューズを共有できる空間を造る運営にかかる費用との兼ね合いがあります。 したがって、コモンズ30ファンドの運用残高の増加に伴い段階的に信託報酬を下げることで、収益を お客さま(受益者)に還元していきます(4 [手数料等及び税金](3)[信託報酬等])。

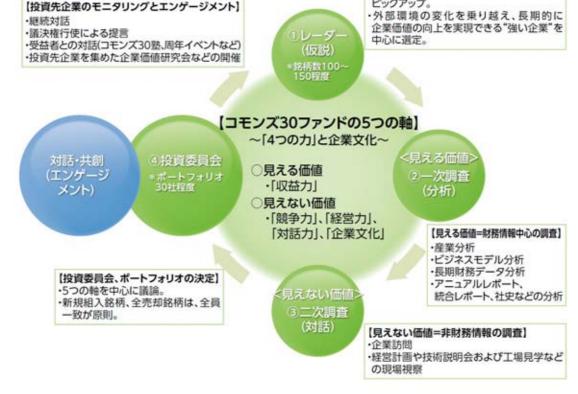
また、私たちは「三方よし(三方:お客さま、コモンズ投信、社会)」というメッセージを明確に 発信し実行していくために、信託報酬における毎年の当社収益分の一部を、お客さま(受益者)から の声を踏まえたうえで、次世代のために持続性ある社会を造ることにチャレンジする社会的活動・事 業の支援プログラムに寄付をします。こうした試みは、お客さまの潜在的な社会貢献の意欲を支援で きるものと考えます。



<投資プロセス>

- 長期的な視点に基づく企業リサーチを基本とします。
- 私たちは、以下のプロセスで投資の意思決定をします。
 - 1. 投資委員会メンバーは、これまでの経験や現在の日々の活動の中で、常に高いアンテナを立てることをこころがけ、さまざまな仮説、投資アイデアを常に持っています。そうした中から、事業を取り巻く外部環境の変化を乗り越え、長期的に企業価値の向上を実現できる"強い企業"を中心に投資ユニバースに銘柄を持ち寄ります。
 - 2. こうして出来上がった投資ユニバース(100~150社程度)の中から、一次調査となる見える価値=財務情報中心の調査を行います。その企業の主な事業の産業分析、ビジネスモデルの分析、企業のホームページ、アニュアルレポートや統合レポート、有価証券報告書、長期財務データの分析、会社の歴史を知る社史などの資料を通して情報を収集し精査していきます。
 - 3. 次に、二次調査となる見えない価値=非財務情報の調査として、企業の決算説明会や経営計画説明会などに参加、また、工場・研究所の見学や技術説明会などにも参加し、さらに会社訪問による直接対話を行います。企業の競争力の源泉、経営スタイル、各ステークホルダーからの外部からの知見の取り入れ方、企業の経営理念やDNA、歴史や文化までも確認していきます。
 - 4. 二次調査を経て選ばれた企業が、各アナリストから投資委員会に提案されます。投資委員会では、企業評価をおこなう5つの軸=「収益力」、「競争力」、「経営力」、「対話力」、「企業文化」をベースに、徹底的に議論します。
 - 5. 最終的に、ポートフォリオに組み入れる銘柄として投資価値が極めて高いと判断した銘柄 に投資します。ポートフォリオは、約30銘柄で構成されます。
 - 6. 投資プロセスは、ポートフォリオに組み入れられて終了ではありません。投資開始直後から、継続的な対話によりモニタリングとエンゲージメントが行われます。この取り組みにより投資の確信度が高められたり、また、企業が不振な時期やトラブルを起こした時に保有を続けるのか、懸念が深まり売却に至るのかなどの投資判断のための議論が継続されます。
- 私たちは、以上のプロセスを投資委員会メンバー個々の意見や考えを尊重し、フラットな議論に よって進めていきます。

■投資対象選定プロセス・イメージ図



【投資ユニバースの選定】

ピックアップ

・投資委員会メンバーが、独自のレーダーで すべての企業の中からワクワクする企業を

<投資対象選定の基準>

私たちが投資対象としたい企業は、ひとえに、不確実な時代においても事業環境の変化を乗り越 え、長期的な価値創造が期待できる企業です。結果として、財務面においては資本コストを上回る投 下資本利益率を長期的に実現できる企業です。企業価値は、定量的なアプローチによると、短期より も長期に依存する傾向があります。長期的・持続的な強さの源泉を持つ企業、あるいはそうした方向 への変化の兆しがみられる企業を選定したいと思います。また、その理念や活動に共感し、応援した いと思える企業を選定したいと思います。具体的な要件の例は、以下のようなものです。

- 優れた経営理念が、経営者を越えて継承されている企業。
- 特に、経営者に外部との対話力がある企業。
- 過去の功績に伴う独自のDNA、文化が全社員の行動規範に浸透し、それが成長を下支えしている 企業。
- 過去の功績に伴う秩序にしがらみがなく、時代の潮流に合わせて進化できる企業。
- 持続的な希少性を持つ企業(高い社会的ニーズに少ない競合で応えている。それを持続できる参 入障壁や強みを持つ。)。
- 世界的に強いブランドを持ち、そのブランドの真髄について全社員が共有し、また、そのブラン ドカを有効的な戦略として活用している企業。
- 顧客ニーズに耳を傾け、顧客ニーズを超える開発力・提案力を持つ企業。
- 重要課題や問題に的確に対応し、改善・改良にためらうことがない企業。

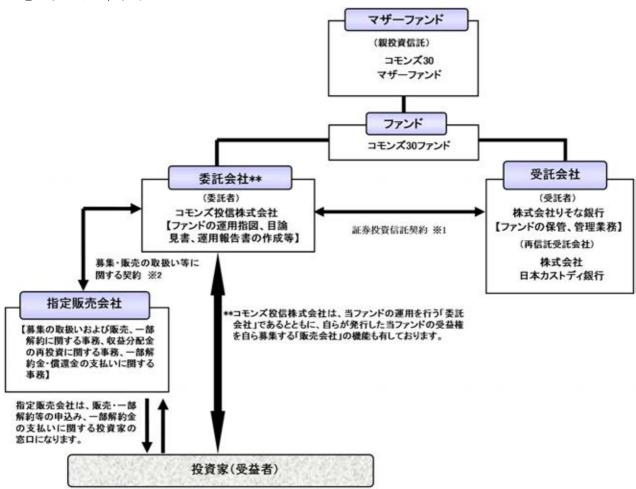
- 財務諸表に表れる「見える価値(資産)」(金融資産、物的資産)だけではなく、「見えない価値(資産)」(組織資産、人的資産、顧客資産)を重視する企業。
- ステークホルダーへのバランスよい配分を意識し、優良な上場企業としてガバナンスの意識が高い企業(社外取締役など外部からの知見を取り込む仕組みを大切にしている)。
- 事業投資、配当・自社株買いなど資本政策が適切である企業。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年12月22日 ファンドの募集開始2009年1月19日 ファンドの信託契約締結、設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1委託会社と受託会社との契約(信託契約)

当ファンドの運用に関する事項、受託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項を信託契約で規定するものです。

※2委託会社と指定販売会社との契約(募集・販売の取扱い等に関する契約)

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取扱いおよび一部解約に関する業 務の内容ならびに手続き等について規定するものです。

②委託会社の概況

a. 資本金 1億円(2025年7月末現在)

b. 会社の沿革

2007年11月6日 株式会社コモンズとして設立

2008年8月29日 コモンズ投信株式会社に商号変更

2008年10月15日 金融商品取引業者登録 関東財務局長(金商)第2061号

c. 大株主の状況 (2025年7月末現在)

株 主 名	住 所	所有株式数※	比率※
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1-10	26株	22. 42%
シブサワ・アンド・	東京都港区南青山二丁目5-17	10株	8. 62%
カンパニー株式会社			
株式会社バリューク	東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビ	10株	8. 62%
リエイト	ル7F		

[※]所有株式数および比率は、株主総会において議決権を有するA種類株式を対象に記載しております。

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券に投資を行うことで、投資信託財産の長期的な成長 を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

②投資態度

- ・ 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行うことで、国内外の金融商品取引所(以下「取引所」といいます。)に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に 実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標にアクティブ運用を 行います。
- ・ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況 動向等によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。
- ・ 運用の基本となるベンチマークは、設定しません。
- ・ 株式への実質投資割合は、通常の状態で投資信託財産の30%以上で機動的に変更できるものとします。

「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがありま

す。

<マザーファンドの運用方針>

- ・ 主として、国内外の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、既述したような投資対象選定の基準に照らして優良と判断した企業に投資します。
- ・ ベンチマークは設けず30銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。
- ・ 株式の組入比率は、市場環境に応じて、投資信託財産総額の30%以上を基本とします。
- ・ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① 主としてわが国の株式を主要投資対象としますが、外国株式への投資を排除しません。詳しい投資対象は以下の通りです。(約款第15条)
 - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
 - 二. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券は以下の通りです。(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を 受託者として締結された親投資信託「コモンズ30マザーファンド」(以下、「マザーファン ド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定に より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図しま す。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第 11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で、次号で定めるもの以外のもの
- 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

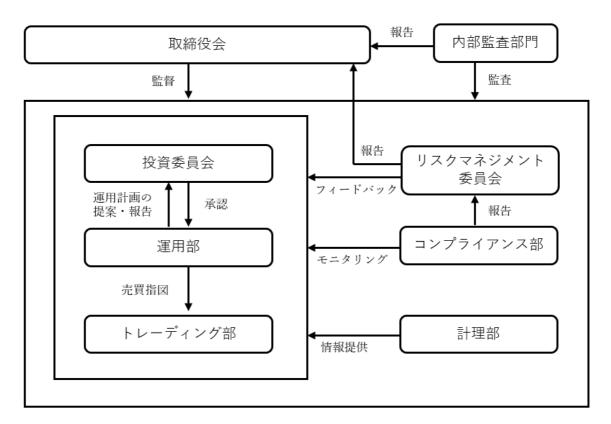
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券 または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならび に第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号まで の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券(「新投資 口予約権証券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 投資対象とする金融商品は以下の通りです。(約款第16条第2項)
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ その他の投資対象は以下の通りです。
 - 1. 先物取引等(約款第21条)
 - 2. スワップ取引(約款第22条)
 - 3. 金利先渡取引等(約款第23条)

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



<業務内容>

取締役会 運用体制全般についての監督

投資委員会 投資信託財産にかかる運用計画の承認

運用部運用計画の策定、投資委員会への提案、報告等

ガイドラインに従ったポートフォリオの作成

投資対象企業等の調査、分析

運用に係る売買の指示

トレーディング部 運用部の指示に基づく売買の執行

計理部 運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

コンプライアンス部 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリング

モニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

リスクマネジメント委員会 前述のモニタリング結果の評価

評価結果の各部門へのフィードバック及び取締役会への報告

内部監査部門 運用体制全般について内部管理態勢の適切性、有効性の検証

検証結果の取締役会への報告

<委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

※ファンドの運用体制等は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
 - 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額 とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委 託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用方針 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運 用を行います。
- * 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額 を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま(受益者)の当該収益分配金の再投資 に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

(5) 【投資制限】

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - 1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限①)
 - 2. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 (約款 運用の基本方針 2. 運用 方法 (3)投資制限②)
 - 3. 投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券を除きます。) への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(3))
 - 4. 先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
 - 5. スワップ取引は、約款第22条の範囲内で行います。
 - 6. 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲内で行います
 - 7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

- ② 信託約款のその他の投資制限
 - 1. 投資する株式等の範囲 約款第19条に定める範囲の株式等に投資を行います。
 - 2. 信用取引の運用指図 信用取引の運用指図を行う際には、約款第20条の定めに従うこととします。
 - 3. 有価証券の貸付の指図及び範囲 約款第24条の定めに従うことします。
 - 4. 有価証券の空売りの指図 空売りの指図を行う際には、約款第25条の定めに従うこととします。
 - 5. 有価証券の借入れの指図 有価証券の借入れの指図を行う際には、約款第26条の定めに従うこととします。
 - 6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 約款第27条に記載のとおり、外貨建有価証券への投資については日本の国際収支上の理由等 により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
 - 7. 外国為替予約取引の指図 約款第28条の定めに従うこととします。
- 8. デリバティブ取引等にかかる投資制限 約款第28条の2の定めに従うこととします。
- ③ 法令に定められた投資制限
- 1) 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型 投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会におい て決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について の議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に ついての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数 を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託 会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客さま(受益者)の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客さま(受益者)に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お客さま(受益者)には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断を していただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅 しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

[価格変動リスク]

●当ファンドは、実質的に国内外の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内及び国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割込むことがあります。

[流動性リスク]

●有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行えない、又は取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

「信用リスク〕

●有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合又はそれが予想される場合若しくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、又は利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスク及びカントリーリスク]

●外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

[ファンド資産の流出によるリスク]

●一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ●市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ●コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性 があります。
- ●当ファンドは30銘柄程度に集中投資を行うため、他のファンドにくらべ1銘柄が全体におよぼす影響が大きくなる傾向にあります。そのため、各種リスクが比較的高くなる可能性があります。
- ●お客さま(受益者)は、原則として1日あたり5億円を越える換金(解約)のご請求はできません。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- ●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ●収益分配金は、預貯金の利息とは異なります。
- ●収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下 落要因となります。

●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の保護の対象とはな りません。

≪投資リスクに対する管理体制≫

「投資リスク」の管理については、運用部門が各種リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行うとともに、運用部門とは別の管理担当部署により各種リスクのモニタリングを行い、リスク管理することを基本的な考え方として投資リスクの管理体制を構築しています。各部門の管理体制は次のとおりです。

<運用部>

各種リスクについて常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を 行います。

<コンプライアンス部>

投資信託財産の運用状況のモニタリングや、法令諸規則、信託約款等の遵守状況に係るモニタリングを行います。またモニタリングの結果についてリスクマネジメント委員会に報告します。

<リスクマネジメント委員会>

コンプライアンス部より報告されたモニタリングの結果を受け、運用状況および流動性リスクのモニタリングと管理、運用に係るリスクについて評価します。その結果について運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。また、必要に応じて評価結果について取締役会に報告します。

<内部監査部門>

内部監査部門は、リスク管理体制全般について適切性並びに有効性を監査し、必要に応じて問題点の改善等を勧告します。また、監査結果について取締役会に報告します。

※投資リスクに対する管理体制は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- ※当ファンドの年間腰落率および分配全再投資基準価額は、税引前の分配金を再投 資したものとみなして計算した1万口当たりの基準価額が記載されており、実際の 基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合
- ※上記グラフは、2020年8月~2025年7月の5年間の各月末における分配金再投資 基準価額の直近1年間の機落率および分配金再投資基準価額の推移を表示した ものです。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- 注1)グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成し たものです。
- 注2) 当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した 基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。
- 注3)全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 注4)上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファ ンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの概落事を計算するために使用した指数

日本株···Morningstar日本株式指数

先進国株···Morningstar先進国株式指数(除<日本)

新興国株···Morningstar 新興国株式指数

日本国債・・・ Morningstar 日本国債指数

先進国債・・・Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債・・・ Morningstar 新興国ソプリン債指数

- ※全て限引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。
 ※Morningstar 日本株式指数: Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- *Morningstar 先進記報報といい。 *Morningstar 先進日本教授、(除く日本)指数: Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。 *Morningstar 新興国株式指数: Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- ※Morningstar日本国債指数: Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- ※Morningstarグローバル国債(除く日本)指数:Morningstar、Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成さ れています。
- **Morningstar新興国ンプリン債指数:Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、xy=02万諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成され ています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar、Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc.、が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」 と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受 益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、コモンズ投信株式会社(以下、「当社」といいます)とMorningstar グループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの股定あるいは 販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの 運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、 中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者という。 子側についているなりません。Mortingstarインテックススは それに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarインデックス又はない。 まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限するこ となく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、懲刑を含むしについて、例えこれらの損害の可能性を告知されて いたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

委託会社に購入申込みをされる場合はありません。指定販売会社に購入申込みをされる場合は、指定販売会社が別に定める購入申込手数料(消費税等を含む。)を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%(税抜3%)が上限となっております。

(2) 【換金(解約) 手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に 掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額および信託報酬に係る委託会社、販 売会社、受託会社の配分は次のとおりとなります。

純資産総額	信託報酬率 (年率)	配分(上段:税込、下段:税抜)			
一直 全心領	(上段:税込、下段:税抜)	委託会社	販売会社	受託会社	
500億円まで	1. 078%	0.473%	0.550%	0.055%	
500億円まて	(0. 98%)	(0.43%)	(0.50%)	(0.05%)	
500億円を超える部分	0. 979%	0.440%	0. 495%	0.044%	
500億円を超える部分	(0.89%)	(0.40%)	(0.45%)	(0.04%)	
1,000億円を超える部分	0.869%	0.385%	0.440%	0.044%	
1,000億円を超える部分	(0.79%)	(0.35%)	(0.40%)	(0.04%)	
3,000億円を超える部分	0.748%	0.330%	0.385%	0.033%	
3,000億円を超んる部分	(0. 68%)	(0.30%)	(0.35%)	(0.03%)	

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。)及び毎計算期間末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

※税額は、2025年7月末現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、 投資信託財産から支払います。

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ②保管費用等
- ③借入金の利息
- ④投資信託財産に関する租税
- ⑤信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥受託会社の立替金の利息

⑦その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出 費用も含みます。)
- 6) ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契 約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記⑦その他下記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、投資信託財産の純資産額に対して年率0.11% (税抜0.100%) を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。

ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

<個人の受益者に対する課税>

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率が適用されます。また、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。

◆解約代金及び償還金に対する課税

解約代金及び償還金から取得費用(申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益については、譲渡所得とみなされ20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)を利用した場合、原則として確定申告は不要です。源泉徴収選択口座(特定口座)の取扱いにつきましては、お客さま(受益者)がお申込みされた委託会社又は指定販売会社にお問い合わせください。

解約時及び償還時の損失(譲渡損失)については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であ り、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などか ら生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金」(特別分配金)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本 と同額又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金と なり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額 が元本払戻金(特別分配金)、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が 普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本 から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本について

- ①追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本(申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が個別元本にあたります。
- ②受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、 当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを委託会社と指定販売会社および複数の指定販売会社で取得する場合については委託会社及び指定販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ④受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、上記の<収益分配金の課税について>を参照)。
- (注)上記は2025年7月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2025年7月末現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	70, 889, 246, 461	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△70, 646, 721	△0.09
合計(純資産総額)		70, 818, 599, 740	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。 親投資信託は、全て「コモンズ30マザーファンド」です(以下同じ)。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

(2025年7月末現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	79, 636, 153, 500	94. 22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	4, 880, 672, 633	5. 77
合計(純資産総額)		84, 516, 826, 133	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年7月末現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	コモンズ30マザー ファンド	10, 250, 628, 501	6. 3919	65, 521, 446, 163	6. 9156	70, 889, 246, 461	100.09

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

(2025年7月末現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	任天堂	その他製品	329, 300	9, 148. 44	3, 012, 583, 971	12, 690. 0000	4, 178, 817, 000	4.94
日本	株式	KADOKAWA	情報・通信 業	1, 113, 800	3, 252. 78	3, 622, 955, 906	3, 694. 0000	4, 114, 377, 200	4. 86
日本	株式	味の素	食料品	1, 010, 800	3, 072. 66	3, 105, 844, 728	4, 005. 0000	4, 048, 254, 000	4. 78
日本	株式	日立製作所	電気機器	841, 400	3, 781. 22	3, 181, 518, 508	4, 697. 0000	3, 952, 055, 800	4.67
日本	株式	ディスコ	機械	77, 800	42, 111. 92	3, 276, 307, 376	45, 550. 0000	3, 543, 790, 000	4. 19
日本	株式	信越化学工業	化学	730, 000	4, 966. 83	3, 625, 790, 551	4, 395. 0000	3, 208, 350, 000	3. 79
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	116, 800	26, 254. 13	3, 066, 482, 898	27, 330. 0000	3, 192, 144, 000	3.77
日本	株式	セブン&アイ・ホールディ ングス	小売業	1, 592, 800	2, 402. 56	3, 826, 805, 613	1, 997. 0000	3, 180, 821, 600	3. 76
日本	株式	シスメックス	電気機器	1, 262, 200	2, 822. 13	3, 562, 102, 321	2, 477. 0000	3, 126, 469, 400	3.69
日本	株式	三菱商事	卸売業	1, 037, 700	2, 483. 56	2, 577, 190, 212	2, 988. 0000	3, 100, 647, 600	3.66
日本	株式	小松製作所	機械	636, 000	4, 391. 16	2, 792, 778, 096	4, 865. 0000	3, 094, 140, 000	3.66
日本	株式	旭化成	化学	2, 872, 300	1, 033. 43	2, 968, 320, 989	1, 055. 5000	3, 031, 712, 650	3. 58
日本	株式	丸紅	卸売業	935, 200	2, 269. 89	2, 122, 810, 468	3, 113. 0000	2, 911, 277, 600	3. 44
日本	株式	マキタ	機械	614, 900	4, 532. 66	2, 787, 132, 634	4, 702. 0000	2, 891, 259, 800	3.42
日本	株式	リンナイ	金属製品	733, 500	3, 308. 87	2, 427, 056, 145	3, 740. 0000	2, 743, 290, 000	3. 24
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	2, 590, 100	1, 208. 93	3, 131, 249, 593	1, 046. 0000	2, 709, 244, 600	3. 20
日本	株式	堀場製作所	電気機器	224, 200	9, 249. 99	2, 073, 847, 758	11, 240. 0000	2, 520, 008, 000	2.98
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	51, 900	46, 172. 73	2, 396, 364, 740	46, 380. 0000	2, 407, 122, 000	2.84
日本	株式	日東電工	化学	761, 200	2, 669. 29	2, 031, 863, 548	3, 141. 0000	2, 390, 929, 200	2.82
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1, 137, 000	2, 103. 35	2, 391, 508, 950	2, 056. 0000	2, 337, 672, 000	2.76
日本	株式	ダイキン工業	機械	120, 800	18, 407. 28	2, 223, 599, 424	18, 625. 0000	2, 249, 900, 000	2.66
日本	株式	クボタ	機械	1, 330, 900	1, 835. 12	2, 442, 361, 208	1, 689. 5000	2, 248, 555, 550	2.66
日本	株式	エムスリー	サービス業	1, 184, 200	1, 436. 10	1, 700, 633, 552	1, 880. 5000	2, 226, 888, 100	2.63
日本	株式	SMC	機械	38, 800	57, 080. 99	2, 214, 742, 695	52, 700. 0000	2, 044, 760, 000	2.41
日本	株式	楽天グループ	サービス業	2, 604, 500	896.09	2, 333, 869, 611	772.0000	2, 010, 674, 000	2.37
日本		本田技研工業	輸送用機器	1, 200, 400	1, 472. 51	1, 767, 602, 504	1, 569. 0000	1, 883, 427, 600	2. 22
日本	株式	LITALICO	サービス業	1, 067, 600	879.82	939, 296, 483	1, 426. 0000	1, 522, 397, 600	1.80
日本	株式	エーザイ	医薬品	351, 200	4, 221. 82	1, 482, 703, 184	4, 273. 0000	1, 500, 677, 600	1.77
日本	株式	アシックス	その他製品	224, 200	2, 998. 16	672, 187, 496	3, 568. 0000	799, 945, 600	0.94
日本	株式	資生堂	化学	190, 000	2, 560. 21	486, 439, 900	2, 455. 5000	466, 545, 000	0.55

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2025年7月末現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

(2025年7月末現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	食料品	4. 78
	化学	13. 96
	医薬品	1. 77
	金属製品	3. 24
	機械	19. 01
	電気機器	15. 13
	輸送用機器	4. 99
	その他製品	5. 89
	情報・通信業	4. 86
	卸売業	7. 11
	小売業	6. 61
	サービス業	6. 81
合計		94. 22

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年7月末及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

到幣棚	純資産総	総額(円)	1口当たり約	1口当たり純資産額(円)		
計算期間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)		
第1期(2010年1月18日)	462, 259, 383	466, 112, 667	1. 4396	1. 4516		
第2期(2011年1月18日)	986, 422, 393	995, 993, 656	1. 3398	1. 3528		
第3期(2012年1月18日)	1, 383, 150, 976	1, 383, 150, 976	1. 1489	1. 1489		
第4期(2013年1月18日)	2, 324, 781, 643	2, 357, 241, 543	1. 4324	1. 4524		
第5期(2014年1月20日)	4, 173, 167, 926	4, 217, 605, 587	1.8782	1.8982		
第6期(2015年1月19日)	5, 489, 892, 944	5, 547, 029, 045	2. 1139	2. 1359		
第7期(2016年1月18日)	7, 181, 071, 711	7, 181, 071, 711	2. 0996	2. 0996		
第8期(2017年1月18日)	8, 669, 830, 935	8, 756, 161, 463	2. 4102	2. 4342		
第9期(2018年1月18日)	12, 945, 580, 568	13, 050, 075, 482	3. 0972	3. 1222		
第10期(2019年1月18日)	14, 258, 310, 985	14, 258, 310, 985	2. 6053	2. 6053		
第11期(2020年1月20日)	18, 842, 633, 448	19, 000, 166, 406	2. 9903	3. 0153		
第12期(2021年1月18日)	24, 009, 137, 988	24, 217, 436, 580	3. 4579	3. 4879		
第13期(2022年1月18日)	32, 546, 711, 640	32, 546, 711, 640	3.8403	3.8403		
第14期(2023年1月18日)	38, 080, 848, 254	38, 080, 848, 254	3. 6936	3. 6936		
第15期(2024年1月18日)	55, 909, 438, 273	55, 909, 438, 273	4. 8498	4. 8498		
第16期(2025年1月20日)	62, 951, 803, 178	62, 951, 803, 178	4.8015	4.8015		
2024年7月末	63, 802, 949, 718	_	5. 1355			
8月末	62, 129, 960, 557	_	4. 9066	1		
9月末	62, 897, 743, 748	_	4. 9039	1		
10月末	64, 174, 928, 221	_	4. 9541	1		
11月末	63, 427, 972, 724	_	4. 8584	1		
12月末	63, 953, 505, 685	_	4. 8748	1		
2025年1月末	65, 010, 108, 856	_	4. 9456	_		
2月末	63, 064, 858, 026	_	4. 7626	_		
3月末	62, 962, 268, 287		4. 7065	_		
4月末	63, 493, 597, 124		4. 6940	_		
5月末	67, 127, 327, 508		4. 9189	_		
6月末	70, 397, 013, 859	_	5. 1267	_		
7月末	70, 818, 599, 740	_	5. 1680	_		

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)	
第1期	0. 0120	
第2期	0.0130	
第3期	0.0000	
第4期	0. 0200	
第5期	0. 0200	
第6期	0. 0220	
第7期	0.0000	
第8期	0. 0240	
第9期	0. 0250	
第10期	0.0000	
第11期	0. 0250	
第12期	0. 0300	
第13期	0.0000	
第14期	0.0000	
第15期	0.0000	
第16期	0.0000	

③【収益率の推移】

期	収益率(%)		
第1期	45. 2		
第2期	△6. 0		
第3期	△14. 2		
第4期	26. 4		
第5期	32. 5		
第6期	13. 7		
第7期	△0. 7		
第8期	15. 9		
第9期	29. 5		
第10期	△15. 9		
第11期	15. 7		
第12期	16. 6		
第13期	11. 1		
第14期	△3.8		
第15期	31. 3		
第16期	△1.0		
第17中間計算期間末	5. 0		

[※]各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)	
第1期	〔自 2009年1月19日	201 507 200	70 400 000		
	至 2010年1月18日]	391, 527, 292	70, 420, 292	321, 107, 000	
第2期	〔自 2010年1月19日	444, 811, 045	29, 666, 995	736, 251, 050	
/11	至 2011年1月18日]	444, 011, 040	29, 000, 993		
第3期	〔自 2011年1月19日	531, 113, 495	63, 465, 470	1, 203, 899, 075	
714 ~ 791	至 2012年1月18日]	201, 110, 100	23, 100, 110	2, 200, 000, 010	
第4期	〔自 2012年1月19日	580, 745, 237	161, 649, 274	1, 622, 995, 038	
717 = 774	至 2013年1月18日]	1, 1 = 3, = 3 1	, . 10, 2. 1	,, . 55, 550	
第5期	〔自 2013年1月19日	1, 494, 165, 050	895, 277, 038	2, 221, 883, 050	
- 1. 7.1	至 2014年1月20日]	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, 11,110	, , ==,==0	
第6期	〔自 2014年1月21日	851, 948, 218	476, 735, 754	2, 597, 095, 514	
	至 2015年1月19日〕				
第7期	〔自 2015年1月20日	1, 386, 199, 459	563, 100, 535	3, 420, 194, 438	
	至 2016年1月18日〕				
第8期	〔自 2016年1月19日	979, 214, 380	802, 303, 451	3, 597, 105, 367	
	至 2017年1月18日〕	1			
第9期	〔自 2017年1月19日	1, 527, 304, 319	944, 613, 098	4, 179, 796, 588	
	至 2018年1月18日〕 〔自 2018年1月19日				
第10期	至 2018年1月18日]	2, 136, 293, 395	843, 258, 055	5, 472, 831, 928	
	〔自 2019年1月19日			6, 301, 318, 349	
第11期	至 2020年1月20日〕	2, 000, 277, 634	1, 171, 791, 213		
	〔自 2020年1月21日				
第12期	至 2021年1月18日〕	2, 330, 786, 985	1, 688, 818, 926	6, 943, 286, 408	
forther and the	〔自 2021年1月19日				
第13期	至 2022年1月18日〕	2, 685, 415, 850	1, 153, 684, 440	8, 475, 017, 818	
/t/c 1 4 440	〔自 2022年1月19日	0 054 101 000	010 054 510	10 010 005 110	
第14期	至 2023年1月18日〕	2, 654, 121, 802	819, 054, 510	10, 310, 085, 110	
第15期	〔自 2023年1月19日	2 202 520 406	2 074 464 171	11 590 140 945	
	至 2024年1月18日]	3, 292, 528, 406 2, 074, 464, 171		11, 528, 149, 345	
第16期	〔自 2024年1月19日	3 589 197 758	1 999 515 369	13 110 761 741	
7710 <i>Y</i> 91	至 2025年1月20日〕	3, 582, 127, 758 1, 999, 515, 362		13, 110, 761, 741	
第17中間計算期間末	〔自 2025年1月21日	1, 474, 622, 161	838, 153, 181	13, 747, 230, 721	
弗1 ℓ 甲间計算期间末	至 2025年7月20日〕	1, 414, 022, 101	050, 155, 161	10, 141, 200, 121	

⁽注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

⁽注)第1期計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

運用実績



■ 基準価額と純資産の推移(2009年1月19日(当初設定日)~2025年7月31日現在) ■ 分配の推移

commons



決算期	分配金
2021年1月	300円
2022年1月	0円
2023年1月	0円
2024年1月	0円
2025年1月	0円
設定来累計	1,910円

25/1 (年/月) ※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)および、その他費用・手数料控除後の1万口当たりの値です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

■ 主要な資産の状況 (2025年7月31日現在)

▶ 資産別構成

資産配分			
資産	純資産比率		
株式	94.3%		
その他資産	5.7%		
合計	100.0%		

※当ファンドの実質組入比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

業種別比率の上位

業種別比率		
業種	純資産比率	
機械	19.0%	
電気機器	15.1%	
化学	14.0%	
卸売業	7.1%	
サービス業	6.8%	

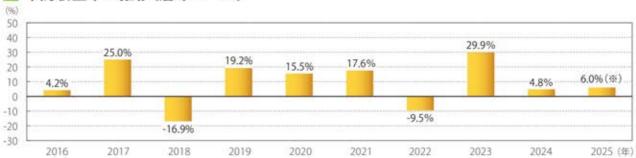
※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

▶組入上位10銘柄

銘柄名	業種	比率
任天堂	その他製品	4.9%
KADOKAWA	情報·通信業	4.9%
味の素	食料品	4.8%
日立製作所	電気機器	4.7%
ディスコ	機械	4.2%
信越化学工業	化学	3.8%
東京エレクトロン	電気機器	3.8%
セブン&アイ・ホールディングス	小売業	3.8%
シスメックス	電気機器	3.7%
三菱商事	卸売業	3.7%

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものとして算出(小数点以下第2位を四捨五入) (※)2025年は年初から7月末までの騰落率
- *当ファンドにはベンチマークはありません。

運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間	継続申込期間・・・2025年4月1日から2026年3月31日まで。 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。なお、継続申込期間は、 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	当ファンドの受益権は、委託会社および指定販売会社において、ご購入申 込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社 までお問い合わせください。
申込取扱場所	<u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター
	〔電話番号〕 03-5860-5706 (受付時間:10:00~16:00 土日祝日、年末年始を除く) <u>ホームページアドレス https://www.commons30.jp/</u>
申込単位	1. 委託会社の場合 ・委託会社が、別途定める購入単位とします。 2. 指定販売会社の場合 ・指定販売会社が、別途定める購入単位とします。 ※ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。
申込価額	継続申込期間・・・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 当ファンドの基準価額については、委託会社(お電話およびホームページ)または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。(日本経済新聞においては、掲載名:コモンズ30)
申込方法	1. 委託会社の場合 ・「振込」購入・・・ 原則として、1万円以上1円単位で委託会社の指定する銀行口座にお振込みのうえ、当社ネットサービス (MYコモンズ) または、電話連絡による購入方法です。なお、銀行への振込手数料は、お客さま(受益者)のご負担となります。 ・「つみたてプラン」購入・・・ お客さま(受益者)からお届けいただいた金融機関の口座から、3,000円以上1円単位でお客さま(受益者)にあらかじめご指定いただいた金額を、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、お引落しに係る手数料のお客さま(受益者)のご負担は、ありません。 2. 指定販売会社の場合 ・指定販売会社の定める方法によります。

	1. 委託会社の場合		
	購入申込手数料は、ありません。 2. 指定販売会社の場合		
申込手数料	2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合がありま		
	す。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%(税抜3%)		
	が上限となっております。		
	1. 委託会社の場合		
	原則として、午後3時30分までにお客さま(受益者)にお振込みいた		
	だいたお申込代金が、委託会社の指定する銀行口座に着金し、当社ネッ		
	トサービス(MYコモンズ)又は、電話連絡にてご注文が確認できたもの		
	を当日の申込みとします。		
申込受付時間	2. 指定販売会社の場合		
	原則として、午後3時30分までに受付けた取得申込み(当該申込みの		
	受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の申		
	込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取		
	得申込を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会 社にご確認ください。		
	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の		
hu 05/14-1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
申込の受付中止			
および取消	社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受付けを中止すること、お		
	よびすでに受付けた購入お申込みの受付けを取り消す場合があります。		
クーリング・	当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」(クーリング・		
オフ非適用	オフ)の適用は、ありません。		
	当ファンドの受益権の購入のお客さま(受益者)は、委託会社または指定		
	販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設さ		
振替機関等の	れた当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものと		
口座の提示等	┃ ┃し、当該口座に当該お客さま(受益者)に係る口数の増加の記載または記録		
	が行われます。		
	17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1		

2【換金(解約)手続等】

換金方法	 委託会社の場合 「解約請求」による換金となります。「買取請求」のお取扱いはございません。 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法となります。
換金単位	 委託会社の場合 1円以上とします(原則として、金額指定および全額指定のみで受付けいたします。)。 指定販売会社の場合
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の 算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の 照会方法	解約価額は、委託会社および指定販売会社にてご確認いただけます。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター [電話番号] 03-5860-5706 (受付時間:10:00~16:00 土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.commons30.jp/
換金請求 受付時間	1. 委託会社の場合 原則として、午後3時30分までに受付けた換金請求を当日の解約請求とします。 2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時30分までに受付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
受渡方法	1. 委託会社の場合 解約支払金は、解約請求受付日から起算して5営業日目にご指定いただきました「振込先指定口座の振込先」へお支払いいたします。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。 ※受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行うものとします。振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。

大口換金の制限	お客さま(受益者)は、原則として、1日あたり5億円を超える換金(解	
八口换壶切削似	約)請求はできません。	
	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の	
換金の受付中止	停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会	
および取消	社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受付けを中止すること、および	
	すでに受付けた換金請求の受付けを取り消す場合があります。	

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

<有価証券などの評価基準>

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

- ◆マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。
- ◆国内株式:原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価格)で評価します。
- ◆海外株式:原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場(最終相場 のないものについては、それに準ずる価格)で評価します。
- ◆外貨建資産:原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ◆外国為替予約取引:原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。 す。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます(掲載名:コモンズ30)。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

コモンズ投信株式会社

コールセンター

照会先

03 - 5860 - 5706

10:00~16:00 (土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.commons30.jp/

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2009年1月19日より無期限です。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年1月19日から翌年1月18日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その 翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

①信託の終了

- イ. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
 - i 信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ii この信託契約を解約することがお客さま(受益者)のため有利であると認めるとき、もしく はその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手続により行います。

a. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま(受益者)に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- b. 前記 a の書面決議において、お客さま(受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。))は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま(受益者)が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま(受益者)は、書面決議について賛成したものとみなします。
- c. 前記 a の書面決議は、議決権を行使することができるお客さま(受益者)の議決権の3分の 2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 前記 a から c までの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - i 投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 a から c までの規定による信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合
 - ii 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託 契約に係るすべてのお客さま(受益者)が書面または電磁的記録により同意の意思表示を した場合
- ロ. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従 い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ハ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、 委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約 に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の 「②信託約款の変更」の口の書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社 と受託会社との間において存続します。
- 二. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、お客さま(受益者)の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更等」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託約款の変更等の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま(受益者)に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 前項の書面決議において、お客さま(受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。))は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま(受益者)が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま(受益者)は、書面決議について賛成したものとみなします。

- ニ. 上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま(受益者)の議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって行います。
- ホ. 上記ハ及び二の規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客さま(受益者)が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

③反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、お客様(受益者)が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様(受益者)に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。従って上記①、②に従い、信託の終了または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④運用報告書

- イ. 委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れているお客様(受益者) に対し、委託会社または販売会社を通じて交付します。
- ロ. 運用報告書(全体版)は、下記「⑦公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、お客様(受益者)から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑥受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又はお客さま(受益者)は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「②信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、当 ファンドを償還させます。

⑦公告

委託会社がお客さま(受益者)に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス に掲載します。

https://www.commons30.jp/

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

⑨関係法人との契約の更改

委託会社と指定販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1 τ 月(または3 τ 月)前までに、委託会社及び指定販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

- イ. お客さま(受益者)は、持分(受益権口数)に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。
- ロ. 収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)の翌営業日に、当ファンドの投資信託約款に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。
- ハ. 原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に 記載または記録されているお客さま(受益者)(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に おいて一部解約が行われた受益権に係るお客さま(受益者)を除きます。また、当該収益分配 金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または 指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者 とします。)に支払われ、税引き後の当該収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替 口座簿に記載または記録されます。
- 二. お客さま(受益者)が収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた収益分配金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた収益分配金は、委託会社に帰属します。

②償還金に対する請求権

- イ. お客さま(受益者)は、持分(受益権口数)に応じて、償還金を請求する権利を有します。
- ロ. 償還金のお支払いは、委託会社または指定販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座 簿に記載または記録されているお客さま(受益者)(償還日以前において一部解約が行われた 受益権に係るお客さま(受益者)を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購 入申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益 権については、原則として、購入申込者とします。)に、原則として、償還日(償還日が休業 日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目から、委託会社または指定販売会社の営業所等 にてお支払いします。
- ハ. お客さま(受益者)が償還金について、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないとき は権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた償還金または指定販売会社が委託会社か ら交付を受けた償還金は、委託会社に帰属します。

③換金(解約)請求権

- イ. お客さま(受益者)は、自己の有する受益権について、直接または指定販売会社を通じて換金 (解約)をご請求になる権利を有します。
- ロ.解約支払金は、お客さま(受益者)の換金(解約)の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客さま(受益者)にお支払いします。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2024年1月19日から2025年1月20日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

コモンズ投信株式会社 取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコモンズ3 0 ファンドの 2024 年 1 月 19 日から 2025 年 1 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ30ファンドの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、コモンズ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財 務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求めら れている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

コモンズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

【コモンズ30ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(1 本・1 4/
	第15期 2024年1月18日現在	第16期 2025年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	56, 267, 873, 703	63, 311, 018, 916
未収入金	92, 098, 993	50, 180, 985
流動資産合計	56, 359, 972, 696	63, 361, 199, 901
資産合計	56, 359, 972, 696	63, 361, 199, 901
負債の部		
流動負債		
未払解約金	170, 239, 270	69, 688, 910
未払受託者報酬	14, 129, 843	16, 797, 432
未払委託者報酬	263, 665, 310	319, 910, 381
その他未払費用	2, 500, 000	3, 000, 000
流動負債合計	450, 534, 423	409, 396, 723
負債合計	450, 534, 423	409, 396, 723
純資産の部		
元本等		
元本	11, 528, 149, 345	13, 110, 761, 741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	44, 381, 288, 928	49, 841, 041, 437
(分配準備積立金)	15, 845, 640, 630	13, 962, 144, 469
元本等合計	55, 909, 438, 273	62, 951, 803, 178
純資産合計	55, 909, 438, 273	62, 951, 803, 178
負債純資産合計	56, 359, 972, 696	63, 361, 199, 901

(単位:円)

		(11=117)
	第15期 自 2023年 1 月19日 至 2024年 1 月18日	第16期 自 2024年1月19日 至 2025年1月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	13, 045, 489, 254	$\triangle 277, 304, 363$
営業収益合計	13, 045, 489, 254	△277, 304, 363
営業費用		
受託者報酬	25, 970, 808	33, 242, 971
委託者報酬	483, 907, 781	633, 139, 553
その他費用	5, 500, 000	6, 000, 000
営業費用合計	515, 378, 589	672, 382, 524
営業利益又は営業損失(△)	12, 530, 110, 665	△949, 686, 887
経常利益又は経常損失(△)	12, 530, 110, 665	△949, 686, 887
当期純利益又は当期純損失(△)	12, 530, 110, 665	△949, 686, 887
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 250, 417, 943	369, 720, 790
期首剰余金又は期首欠損金(△)	27, 770, 763, 144	44, 381, 288, 928
剰余金増加額又は欠損金減少額	11, 071, 914, 287	14, 550, 680, 590
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	11, 071, 914, 287	14, 550, 680, 590
剰余金減少額又は欠損金増加額	5, 741, 081, 225	7, 771, 520, 404
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	5, 741, 081, 225	7, 771, 520, 404
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	44, 381, 288, 928	49, 841, 041, 437

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基	親投資信託受益証券
準及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっ
	ては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計	有価証券売買等損益
上基準	約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作	計算期間の取り扱い
成のための基礎と	当ファンドの計算期間は、2024年1月19日から2025年1月20日まで
なる事項	となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期	第16期
	2024年1月18日現在	2025年1月20日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	11, 528, 149, 345 □	13, 110, 761, 741 □
2. 1口当たりの純資産額	4.8498円	4.8015円
(1万口当たりの純資産額)	(48, 498円)	(48,015円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第15期	第16期
項目		自 2023年1月19日	自 2024年1月19日
		至 2024年1月18日	至 2025年1月20日
費用控除後の配当等収益額	A	907, 697, 744円	491, 227, 095円
費用控除後・繰越欠損金補て ん後の有価証券売買等損益額	В	9, 182, 356, 368円	一円
収益調整金額	С	28, 535, 648, 298円	35, 878, 896, 968円
分配準備積立金額	D	5, 755, 586, 518円	13, 470, 917, 374円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	44, 381, 288, 928円	49, 841, 041, 437円
当ファンドの期末残存口数	F	11, 528, 149, 345 □	13, 110, 761, 741 🗆
一万口当たり収益分配対象額	$G = E / F$ $\times 10,000$	38, 498円	38, 015円
一万口当たり分配金額	Н	-円	-円
収益分配金金額	$I = F \times H$ $/10,000$	一円	一円

I金融商品の状況に関する事項

	第15期	第16期
項目	自 2023年1月19日	自 2024年1月19日
	至 2024年1月18日	至 2025年1月20日
1. 金融商品に対する取組	証券投資信託として、有価証券	同左
方針	等の金融商品に対する投資を、信	
	託約款に規定する「運用の基本方	
	針」に従い行っております。	
2. 金融商品の内容及び金	当ファンドが保有する金融商品	同左
融商品に係るリスク	の詳細は有価証券、金銭信託等の	
	金銭債権及び金銭債務でありま	
	す。	
	当ファンドが保有する有価証券	
	の詳細は(その他の注記)の2.	
	有価証券関係に記載しておりま	
	す。なお当ファンドは親投資信託	
	受益証券を通じて有価証券に投資	
	しております。これらの金融商品	
	に係るリスクは、株価変動リスク	
	などの価格変動リスク、流動性リ	
	スク及び信用リスク等です。	
3. 金融商品に係るリスク	コンプライアンス部が、投資信	同左
管理体制	託財産の価格変動リスクや信用リ	
	スクのモニタリングや投資制限等	
	に係る管理を行い、その管理状況	
	をリスクマネジメント委員会に報	
	告します。リスクマネジメント委	
	員会は、価格変動リスク等の調	
	査・分析を行い、運用部門その他	
	関連部署へフィードバックするこ	
	とにより、適切な管理を行いま	
	す。	

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期	第16期
	2024年1月18日現在	2025年1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時	貸借対照表計上額は期末の時価	同左
価及びこれらの差額	で計上しているため、その差額は	
	ありません。	
2. 時価の算定方法		
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」に記載しており	
	ます。	
(2) 上記以外の金融	上記以外の金融商品(金銭信託	同左
商品	等)は、短期間で決済されるた	
	め、時価は帳簿価額と近似してい	
	ることから、当該金融商品の帳簿	
	価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関	金融商品の時価の算定において	同左
する事項の補足説明	は一定の前提条件等を採用してい	
	るため、異なる前提条件等によっ	
	た場合、当該価額が異なることも	
	あります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期(自 2023年1月19日 至 2024年1月18日) 該当事項はありません。

第16期(自 2024年1月19日 至 2025年1月20日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

項目	第15期	第16期
	2024年1月18日現在	2025年1月20日現在
期首元本額	10, 310, 085, 110円	11, 528, 149, 345円
期中追加設定元本額	3, 292, 528, 406円	3, 582, 127, 758円
期中一部解約元本額	2, 074, 464, 171円	1, 999, 515, 362円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第15期	第16期
種類	2024年1月18日現在	2025年 1 月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11, 826, 738, 409円	△618, 104, 765円
合計	11, 826, 738, 409円	△618, 104, 765円

3. デリバティブ取引関係

第15期(自 2023年1月19日 至 2024年1月18日)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第16期(自 2024年1月19日 至 2025年1月20日)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	組入口数(口)	評価額(円)
親投資信託受益証券	コモンズ30マザーファンド	9, 907, 517, 592	63, 311, 018, 916
	合計	9, 907, 517, 592	63, 311, 018, 916

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「コモンズ30マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	(手匠・17)
項目	2025年1月20日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1, 126, 924, 397
株式	74, 717, 091, 450
未収入金	240, 563, 963
未収配当金	98, 284, 000
流動資産合計	76, 182, 863, 810
資産合計	76, 182, 863, 810
負債の部	
流動負債	
未払金	59, 947, 620
未払解約金	50, 180, 985
その他未払費用	_
流動負債合計	110, 128, 605
負債合計	110, 128, 605
純資産の部	
元本等	
元本	11, 904, 613, 478
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	64, 168, 121, 727
元本等合計	76, 072, 735, 205
純資産合計	76, 072, 735, 205
負債純資産合計	76, 182, 863, 810
	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年1月19日 至 2025年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場 (最終相場のないものについては、それに準ずる価額)に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年1月20日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	11, 904, 613, 478 □
2. 1口当たりの純資産額	6. 3902円
(1万口当たりの純資産額)	(63, 902円)

(金融商品に関する注記)

I金融商品の状況に関する事項

1 並際向即の状化に関する事項	
項目	自 2024年 1 月 19日
	至 2025年1月20日
1. 金融商品に対する取組方	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、
針	信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、金銭信託等
商品に係るリスク	の金銭債権及び金銭債務であります。
	当ファンドが保有する有価証券の詳細は(3)附属明細表に記
	載しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リ
	スクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等で
	す。
3. 金融商品に係るリスク管	コンプライアンス部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用
理体制	リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理
	状況をリスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメ
	ント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門
	その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を
	行います。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年1月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額	
及びこれらの差額	はありません。	
2. 時価の算定方法		
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してお	
	ります。	
(2) 上記以外の金融商	上記以外の金融商品(金銭信託等)は、短期間で決済されるた	
品	め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳	
	簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関す	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用して	
る事項の補足説明	いるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ	
	ともあります。	

(その他の注記)

1. 元本の移動及び計算日の元本の内訳

項目	自 2024年1月19日 至 2025年1月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	11, 416, 203, 085円
期中追加設定元本額	2,875,018,152円
期中一部解約元本額	2, 386, 607, 759円
期末元本額 元本の内訳 ※	11, 904, 613, 478円
コモンズ30ファンド	9, 907, 517, 592円
コモンズ30ファンドⅡ-B(適 格機関投資家用)	1, 762, 830, 007円
コモンズ30+しずぎんファンド	234, 265, 879円

⁽注)※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

括粔	2025年1月20日現在
種類 当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	△2, 454, 759, 686円
合計	△2, 454, 759, 686円

3. デリバティブ取引関係

(自 2024年1月19日 至 2025年1月20日) 当マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表 (2025年1月20日現在)

第1 有価証券明細表

①株式

(単位:円)

			(単位:円)	
约 柘	銘柄 株式数		評価額	
少 位代1	1 人人 数	単価	金額	
日揮ホールディングス	388, 000	1, 341. 00	520, 308, 000	
味の素	624, 600	6, 157. 00	3, 845, 662, 200	
旭化成	3, 224, 200	1, 037. 00	3, 343, 495, 400	
信越化学工業	577, 200	5, 161. 00	2, 978, 929, 200	
資生堂	231, 100	2, 580. 00	596, 238, 000	
日東電工	827, 500	2, 672. 00	2, 211, 080, 000	
ユニ・チャーム	2, 410, 800	1, 225. 50	2, 954, 435, 400	
エーザイ	423, 000	4, 226. 00	1, 787, 598, 000	
リンナイ	852, 300	3, 308. 00	2, 819, 408, 400	
ディスコ	72, 600	44, 020. 00	3, 195, 852, 000	
SMC	32, 200	59, 420. 00	1, 913, 324, 000	
コマツ	691, 200	4, 367. 00	3, 018, 470, 400	
クボタ	1, 382, 500	1, 848. 50	2, 555, 551, 250	
ダイキン工業	112, 800	18, 730. 00	2, 112, 744, 000	
マキタ	573, 000	4, 574. 00	2, 620, 902, 000	
日立製作所	939, 900	3, 799. 00	3, 570, 680, 100	
堀場製作所	245, 600	9, 212. 00	2, 262, 467, 200	
シスメックス	1, 089, 900	2, 929. 50	3, 192, 862, 050	
東京エレクトロン	122, 600	26, 650. 00	3, 267, 290, 000	
デンソー	1, 171, 700	2, 129. 50	2, 495, 135, 150	
本田技研工業	1, 411, 100	1, 482. 00	2, 091, 250, 200	
任天堂	384, 300	8, 901. 00	3, 420, 654, 300	
KADOKAWA	1, 124, 900	3, 173. 00	3, 569, 307, 700	
丸紅	1, 037, 000	2, 263. 50	2, 347, 249, 500	
三菱商事	1, 251, 200	2, 480. 00	3, 102, 976, 000	
セブン&アイ・ホールディングス	1, 470, 500	2, 451. 50	3, 604, 930, 750	
エムスリー	1, 343, 200	1, 391. 50	1, 869, 062, 800	
楽天グループ	2, 699, 100	901. 50	2, 433, 238, 650	
LITALICO	1, 198, 100	848.00	1, 015, 988, 800	
合 計	27, 912, 100		74, 717, 091, 450	

②株式以外の有価証券 該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

- 1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年 大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する 規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、第17期中間計算期間 (2025年1月21日から2025年7月20日まで) の中間財務諸表に ついて、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、イデア監査法人による中間監査を受けております。

コモンズ投信株式会社 取締役会 御中

> イデア監査法人 東京都中央区 指定社員 業務執行社員 公認会計士 | 記録 | 1 日本 | 1

中間除香意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコモンズ 30ファンドの2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ30ファンドの2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2025年1月21日から2025年7月20日まで) の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査 法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、コモンズ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、総統企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が 国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項 を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的機疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を 評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

コモンズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

【コモンズ30ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

		2025年7月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	63, 311, 018, 916	69, 719, 919, 169
未収入金	50, 180, 985	31, 491, 957
流動資産合計	63, 361, 199, 901	69, 751, 411, 126
資産合計	63, 361, 199, 901	69, 751, 411, 126
負債の部		
流動負債		
未払解約金	69, 688, 910	79, 135, 676
未払受託者報酬	16, 797, 432	16, 753, 560
未払委託者報酬	319, 910, 381	320, 274, 290
その他未払費用	3, 000, 000	3, 000, 000
流動負債合計	409, 396, 723	419, 163, 526
負債合計	409, 396, 723	419, 163, 526
純資産の部		
元本等		
元本	13, 110, 761, 741	13, 747, 230, 721
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	49, 841, 041, 437	55, 585, 016, 879
(分配準備積立金)	13, 962, 144, 469	13, 118, 717, 488
元本等合計	62, 951, 803, 178	69, 332, 247, 600
純資産合計	62, 951, 803, 178	69, 332, 247, 600
負債純資産合計	63, 361, 199, 901	69, 751, 411, 126

(単位:円)

		(中位・11)
	第16期中間計算期間 自 2024年1月19日 至 2024年7月18日	第17期中間計算期間 自 2025年1月21日 至 2025年7月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	6, 173, 350, 313	3, 680, 536, 041
営業収益合計	6, 173, 350, 313	3, 680, 536, 041
営業費用		
受託者報酬	16, 445, 539	16, 753, 560
委託者報酬	313, 229, 172	320, 274, 290
その他費用	3, 000, 000	3, 000, 000
営業費用合計	332, 674, 711	340, 027, 850
営業利益又は営業損失(△)	5, 840, 675, 602	3, 340, 508, 191
経常利益又は経常損失(△)	5, 840, 675, 602	3, 340, 508, 191
中間純利益又は中間純損失(△)	5, 840, 675, 602	3, 340, 508, 191
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	398, 550, 310	49, 912, 240
期首剰余金又は期首欠損金(△)	44, 381, 288, 928	49, 841, 041, 437
剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 137, 767, 917	5, 639, 748, 138
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	8, 137, 767, 917	5, 639, 748, 138
剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 304, 046, 668	3, 186, 368, 647
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	4, 304, 046, 668	3, 186, 368, 647
分配金	_	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	53, 657, 135, 469	55, 585, 016, 879

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基	親投資信託受益証券
準及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっ
	ては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計	有価証券売買等損益
上基準	約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作	計算期間の取り扱い
成のための基本と	当ファンドの計算期間は、2025年1月21日から2026年1月19日まで
なる重要な事項	となっております。
	なお、当ファンドの中間計算期間は、2025年1月21日から2025年7
	月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第16期		第17期中間計算期間末	
2025年 1 月 20 日現在		2025年7月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数		1. 中間計算期間の末日におり	ける受益権の総数
13, 110, 761, 741 □		13,	747, 230, 721 □
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純		2. 中間計算期間の末日におり	する1単位当たり
資産の額		の純資産の額	
1口当たりの純資産額	4.8015円	1口当たりの純資産額	5.0434円
(1万口当たりの純資産額)	(48,015円)	(1万口当たりの純資産額)	(50,434円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

_		
	第16期	第17期中間計算期間末
	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在
	1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	1. 中間貸借対照表計上額、時価及

- 貸借対照表計上額は期末の時価で計上している 差額
- ため、その差額はありません。
- 2. 時価の算定方法
 - (1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注 記)」に記載しております。

(2) 上記以外の金融商品

上記以外の金融商品(金銭信託等)は、短期 間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似し ていることから、当該金融商品の帳簿価額を時 価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提 条件等を採用しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なることもありま す。

価及びこれらの

中間貸借対照表計上額は中間計算期間末の時価

で計上しているため、その差額はありません。 2. 時価の算定方法

(1) 有価証券

同左

(2) 上記以外の金融商品

同左

同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

項目	第16期	第17期中間計算期間末
	2025年1月20日現在	2025年7月20日現在
期首元本額	11, 528, 149, 345円	13, 110, 761, 741円
期中追加設定元本額	3, 582, 127, 758円	1, 474, 622, 161円
期中一部解約元本額	1, 999, 515, 362円	838, 153, 181円

2. 有価証券関係

第16期(2025年1月20日現在)

該当事項はありません。

第17期中間計算期間末(2025年7月20日現在)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第16期(2025年1月20日現在)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第17期中間計算期間末(2025年7月20日現在)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

コモンズ30マザーファンド

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の 資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「コモンズ30マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

	(単位:円)
項目	2025年7月20日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5, 455, 542, 763
株式	77, 483, 252, 100
未収入金	170, 992, 380
未収配当金	81, 116, 800
流動資産合計	83, 190, 904, 043
資産合計	83, 190, 904, 043
負債の部	
流動負債	
未払金	195, 796, 831
未払解約金	31, 491, 957
流動負債合計	227, 288, 788
負債合計	227, 288, 788
純資産の部	
元本等	
元本	12, 297, 670, 910
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	70, 665, 944, 345
元本等合計	82, 963, 615, 255
純資産合計	82, 963, 615, 255
負債純資産合計	83, 190, 904, 043

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準	(1)株式
及び評価方法	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相
	場のないものについては、それに準ずる価額)に基づいて評価して
	おります。
2. 収益及び費用の計上	(1)受取配当金
基準	原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している
	場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額
	を計上しております。
	(2)有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年7月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	12, 297, 670, 910 □
2. 1口当たりの純資産額	6. 7463円
(1万口当たりの純資産額)	(67, 463円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2025年7月20日現在

- 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 貸借対照表計上額は計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
- 2. 時価の算定方法
- (1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) 上記以外の金融商品

上記以外の金融商品(金銭信託等)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(その他の注記)

1. 元本の移動及び計算日の元本の内訳

項目	自 2025年1月21日
供 口	至 2025年7月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	11, 904, 613, 478円
期中追加設定元本額	1, 111, 396, 889円
期中一部解約元本額	718, 339, 457円
期末元本額	12, 297, 670, 910円
元本の内訳※	
コモンズ30ファンド	10, 334, 541, 774円
コモンズ30ファンドⅡ-B(適格機関投資家用)	1,723,228,221円
コモンズ30+しずぎんファンド	239, 900, 915円

⁽注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2. 有価証券関係

(2025年7月20日現在) 該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

(2025年7月20日現在)

当マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月末現在

I	資産総額	70, 951, 245, 883 円
П	負債総額	132, 646, 143 円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	70, 818, 599, 740 円
IV	発行済口数	13, 703, 235, 520 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	5.1680 円

くご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

2025年7月末現在

Ι	資産総額	84, 807, 375, 723 円
П	負債総額	290, 549, 590 円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	84, 516, 826, 133 円
IV	発行済口数	12, 221, 130, 290 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	6.9156 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が 存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、 無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への 変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場 合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含み ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が 行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約支払金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額等(2025年7月末現在)

資本金 1億円

発行可能株式総数 90,000株 発行済株式総数 66,402株

A種類株式 116株

B種類株式※ 13,880株 C種類株式※ 52,406株

※B種類株式、C種類株式は株主総会における議決権を有しておりません。

最近5年間における資本金の額の増減

2022年3月 資本金1億円に減資

(2)委託会社の機構(2025年7月末現在)

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

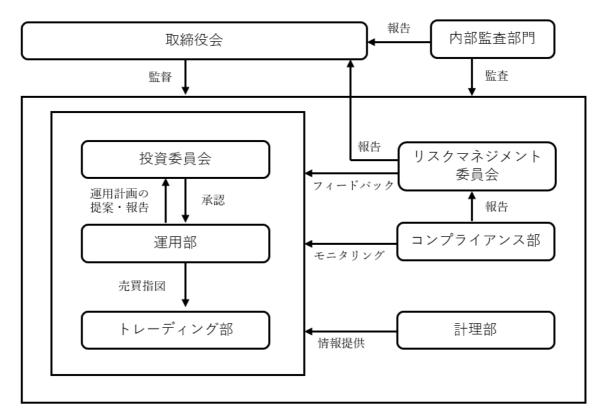
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役 会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、運用部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、トレーディング部、コンプライアンス部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



<業務内容>

取締役会 運用体制全般についての監督

投資委員会 投資信託財産にかかる運用計画の承認

運用部 運用計画の策定、投資委員会への提案、報告等

ガイドラインに従ったポートフォリオの作成

投資対象企業等の調査、分析

運用に係る売買の指示

トレーディング部 運用部の指示に基づく売買の執行

計理部 運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

コンプライアンス部 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリング

モニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

リスクマネジメント委員会 前述のモニタリング結果の評価

評価結果の各部門へのフィードバック及び取締役会への報告

内部監査部門 運用体制全般について内部管理態勢の適切性、有効性の検証

検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2025年7月末現在、当社は下記のとおり、投資信託(親投資信託を除きます。)の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産 (百万円)
単位型株式投資信託	1	13, 222
追加型株式投資信託	7	108, 628
合計	8	121, 849

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

コモンズ投信株式会社 取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

業務執行社員

上步 晴朝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられ ているコモンズ投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式 会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示 しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法 人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従 って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎とな る十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内 部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我 が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどう かについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込 まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断 を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実 施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が総結合業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の 前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前 提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な 不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1)【貸借対照表】

			前事業年度末		当事業年度末			
		(2	2024年3月31日到	見在)	(2	025年3月31日現在	生)	
F /\	注記	金額	(千円)	構成比	金額	(千円)	構成比	
区分	番号			(%)			(%)	
(資産の部)								
I.流動資産								
現金及び預金			172, 443			101, 578		
直販顧客分別金信託			213, 775			183, 256		
立替金			10, 200			600		
前払費用			7, 324			7, 351		
未収委託者報酬			266, 447			270, 402		
未収入金			108			570		
未収還付法人税等			3			15		
短期差入保証金			9, 178			-		
その他			_			589		
流動資産合計			679, 481	86. 7		564, 364	82.3	
Ⅱ. 固定資産								
有形固定資産								
建物附属設備	※ 1		_			27, 860		
器具備品	※ 1		1, 433			12, 747		
リース資産	※ 1		564			2, 530		
建設仮勘定			11, 167			624		
有形固定資産合計			13, 165	1. 7		43, 763	6.3	
無形固定資産								
ソフトウェア			4, 937			3, 213		
無形固定資産合計			4, 937	0.6		3, 213	0.4	
投資その他の資産								
投資有価証券			472			445		
長期前払費用			4, 510			2, 266		
敷金			46, 726			46, 726		
繰延税金資産			34, 667			24, 821		
その他			10			10		
投資その他の資産合計			86, 387	11. 0		74, 269	10.8	
固定資産合計			104, 490	13. 3		121, 246	17. 6	
資産合計			783, 972	100.0		685, 610	100.0	

			前事業年度末			当事業年度末	
		(2024年3月31日現在)			(2025年3月31日現在)		
□ /\	注記	金額	〔千円〕	構成比	金額	(千円)	構成比
区分	番号			(%)			(%)
(負債の部)							
I.流動負債							
リース債務			730			519	
預り金			71, 798			23, 065	
顧客からの預り金			48, 144			12, 487	
前受収益			346			972	
未払費用			64, 438			73, 546	
未払金			45, 661			32, 509	
未払法人税等			290			265	
未払消費税等			10, 191			5, 895	
賞与引当金			20, 000			24, 000	
その他			_			3	
流動負債合計			261, 602	33.4		173, 264	25. 2
Ⅱ. 固定負債							
リース債務			-			2, 402	
長期未払金			392			813	
固定負債合計			392	0. 1		3, 216	0. 4
負債合計			261, 994	33. 4		176, 481	25. 7

			前事業年度末			当事業年度末	
		(2	024年3月31日現	在)	(2025年3月31日現在)		
区分	注記	金額	į (千円)	構成比	金額	(千円)	構成比
 	番号			(%)			(%)
(純資産の部)							
I. 株主資本							
資本金			100, 000	12.8		100, 000	14.5
資本剰余金							
資本準備金		100,000			100, 000		
その他資本剰余金		27, 054			27, 054		
資本剰余金合計			127, 054	16. 2		127, 054	18.5
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		294, 810			299, 275		
利益剰余金合計			294, 810	37.6		299, 275	43.6
自己株式			_			△ 17, 294	△ 2.5
株主資本合計			521, 864	66.6		509, 035	74. 2
Ⅱ. 評価・換算差額等							
その他有価証券							
評価差額金			112			93	
評価・換算差額等合計			112	0.0		93	0.0
純資産合計			521, 977	66. 6		509, 129	74. 2
負債・純資産合計			783, 972	100.0		685, 610	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度			当事業年度				
		()	(自 2023年4月1日			(自 2024年4月1日			
		至 2024年3月31日)			至 2025年3月31日)				
E /\	注記	金額	(千円)	百分比	金額	(千円)	百分比		
区分	番号			(%)			(%)		
I. 営業収益									
委託者報酬			878, 557			987, 130			
その他営業収益			6, 210			-			
営業収益合計			884, 767	100.0		987, 130	100.0		
Ⅱ. 営業費用									
広告宣伝費			25, 504			30, 991			
事務委託費			168, 089			186, 242			
支払手数料			223, 266			277, 816			
その他			5, 874			6, 503			
営業費用合計			422, 734	47.8		501, 553	50.8		
Ⅲ.一般管理費									
給料			241, 603			285, 914			
役員報酬		65, 052			74, 562				
給料手当		111, 481			129, 052				
役員賞与		29, 300			34, 800				
賞与		15, 770			23, 500				
賞与引当金繰入額		20,000			24, 000				
法定福利費			24, 998			28, 674			
租税公課			133			232			
地代家賃			12, 861			34, 051			
支払報酬			15, 444			9, 111			
固定資産減価償却費			2, 652			9, 479			
その他			31, 045			42, 180			
一般管理費合計			328, 739	37. 2		409, 644	41.5		
営業利益			133, 293	15. 1		75, 932	7. 6		

			前事業年度			当事業年度		
		(自 2023年4月1日			(自 2024年4月1日			
		至	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)			
区分	注記	金額	(千円)	百分比	金額	(千円)	百分比	
应 第	番号			(%)			(%)	
IV. 営業外収益								
受取利息			1			226		
受取配当金			15			16		
受取手数料			1, 371			1, 711		
補助金収入			-			1, 499		
その他			6			176		
営業外収益合計			1, 395	0. 2		3, 630	0.3	
V. 営業外費用								
支払利息			27			171		
その他			113			124		
営業外費用合計			140	0.0		296	0.0	
経常利益			134, 547	15. 2		79, 266	8. 0	
VI. 特別利益								
敷金償却戻入益			1, 026			-		
特別利益計			1, 026	0. 1		_	-	
VII. 特別損失								
移転関連費用			-			7, 035		
特別損失計			_	_		7, 035	0.7	
税引前当期純利益			135, 574	15. 3		72, 231	7. 3	
法人税、住民税及び事業税			290	0.0		265	0.0	
法人税等調整額			22, 990	2.6		9, 854	1.0	
当期純利益			112, 294	12.7		62, 111	6. 2	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自202	3年4月1日	至2024年3月31日) (単位:千円)							
			株主資本						
			資本剰余金		利益剰	則余金			
					その他利益		₩ → 次 →		
	資本金	資本	その他	資本剰余金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		準備金	資本剰余金	合計	繰越利益	合計	`□`#I		
					剰余金				
当期首残高	100,000	100,000	27, 054	127, 054	224, 441	224, 441	451, 495		
当期変動額									
剰余金の配当					△41, 924	△41, 924	△41, 924		
当期純利益					112, 294	112, 294	112, 294		
株主資本以外の項目									
の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	70, 369	70, 369	70, 369		
当期末残高	100,000	100,000	27, 054	127, 054	294, 810	294, 810	521, 864		

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	62	62	451, 557
当期変動額			
剰余金の配当			△41, 924
当期純利益			112, 294
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	50	50	50
当期変動額合計	50	50	70, 419
当期末残高	112	112	521, 977

		株主資本								
		資本剰余金			利益剰	削余金				
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	100,000	100,000	27, 054	127, 054	294, 810	294, 810	_	521, 864		
当期変動額										
剰余金の配当					△57, 646	△57, 646		△57, 646		
当期純利益					62, 111	62, 111		62, 111		
自己株式の取得							△17, 294	△17, 294		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	_	_	_	_	4, 465	4, 465	△17, 294	△12, 829		
当期末残高	100,000	100, 000	27, 054	127, 054	299, 275	299, 275	△17, 294	509, 035		

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	112	112	521, 977
当期変動額			
剰余金の配当			△57, 646
当期純利益			62, 111
自己株式の取得			△17, 294
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△19	△19	△19
当期変動額合計	△19	△19	△12, 848
当期末残高	93	93	509, 129

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年~15年

器具備品 4年~15年

器具備品のうち、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の 純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益 として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	2024年3月31日	2025年3月31日
繰延税金資産	34, 667	24, 821

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上することとしております。

なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」に注記のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、翌期の業績や経営環境の 変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額に は、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	2024年3月31日	2025年3月31日
建物附属設備	8, 688	1,854
器具備品	1, 900	5, 801
リース資産	3, 200	4, 221
合計	13, 789	11,877

※2当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント 契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	150,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	100,000千円	150,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

サナの任料	当事業年度	増加株式数	減少株式数	当事業年度
株式の種類	期首株式数			末株式数
A種類株式	116	_	_	116
B種類株式	13, 880	_	_	13, 880
C種類株式	52, 406	_	_	52, 406
合計	66, 402	_	_	66, 402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	C種類株式	41, 924	800	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	C種類株式	57, 646	1, 100	2024年3月31日	2024年7月1日

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	増加株式数	減少株式数	当事業年度
(木工)の/埋領	期首株式数			末株式数
A種類株式	116	_	_	116
B種類株式	13, 880	_	_	13, 880
C種類株式	52, 406	_	_	52, 406
合計	66, 402		_	66, 402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

サナの 種類	当事業年度	増加株式数	減少株式数	当事業年度末
株式の種類	期首株式数			株式数
A種類株式	_	_	_	_
B種類株式	_	_	_	_
C種類株式	_	2, 200	_	2, 200
合計	_	2, 200	_	2, 200

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりです。

C種類株式 取得請求権の行使に伴う自己株式の取得 2,200株

3. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	C種類株式	57, 646	1, 100	2024年3月31日	2024年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	C種類株式	60, 247	1, 200	2025年3月31日	2025年6月30日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社における電話機主装置及びファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図する投資信託「ザ・2020ビジョンS-1 (適格機関投資家専用)」のみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入を行う場合は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	472	472	
資産計	472	472	
(1) リース債務	730	729	$\triangle 1$
負債計	730	729	△1

※1現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未 払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似す ることから、注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	445	445	_
資産計	445	445	_
(1) リース債務	2, 922	2,890	△31
負債計	2, 922	2,890	△31

※1現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未 払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似す ることから、注記を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	172, 443	_	_	_
(2) 直販顧客分別金信託	213, 775	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	266, 447	_	_	_
(4) 短期差入保証金	9, 178	_	_	_
合 計	661, 844	_	_	_

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	101, 578	_	_	_
(2) 直販顧客分別金信託	183, 256	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	270, 402	_	_	_
合 計	555, 236	_	_	_

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 前事業年度(2024年3月31日) (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	730	_	_	_	_	_
合 計	730	_	_	_		

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年11日	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5平炟
(1) リース債務	519	540	562	585	609	103
合 計	519	540	562	585	609	103

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した

時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

 区分
 時価

 レベル1
 レベル2
 レベル3
 合計

 投資有価証券 その他有価証券 投資信託
 472
 472

 資産計
 472
 472

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

(単位:千円)

区分	時価					
四 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
投資信託	_	445	_	445		
資産計	_	445	_	445		

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年3月31日)	(単位:千円)					
区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
リース債務		729	_	729		
負債計		729	_	729		

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価				
四 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
リース債務	_	2, 890		2, 890	
負債計	_	2, 890	_	2, 890	

(単位:千円)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参 加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価と しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率 を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

その他有価証券

この他有価証券			(単位:千円)
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
投資信託	472	300	172
小計	472	300	172
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
投資信託	_	_	_
小計		_	_
合計	472	300	172

当事業年度(2025年3月31日)

その他有価証券

この他有価証券			(単位:千円)
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
投資信託	445	300	145
小計	445	300	145
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
投資信託	_	_	_
小計		_	_
合計	445	300	145

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度(個々の従業員の意志による、確 定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択)を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自2023年4月1日	(自2024年4月1日
	至2024年3月31日)	至2025年3月31日)
確定拠出制度への要拠出額	4, 695	5, 230

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)

前事業年度 当事業年度 (2024年3月31日) (2025年3月31日) 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金(※2) 129, 712 94, 575 減価償却超過額 766 9 賞与引当金 6,918 8,301 差入保証金(敷金) 882 繰越税額控除 8, 147 その他 425 1, 315 繰延税金資産小計 138, 704 112, 350 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※2) $\triangle 103,647$ △78, 404 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 328$ $\triangle 9,072$ 評価性引当額小計(※1) △87, 476 $\triangle 103,976$ 繰延税金資産合計 34, 727 24,873 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 59 51 繰延税金負債合計 59 51 繰延税金資産の純額 34,667 24,821

^(※1) 評価性引当額が16,499千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が25,243千円減少したことに伴うものであります。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計
	17×1	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	Ų	
税務上の繰越欠損金(a)	36, 628	31, 668	24, 353	l	19, 021	18, 040	129, 712
評価性引当額	△10, 563	△31, 668	△24, 353		△19, 021	△18, 040	△103, 647
繰延税金資産	26, 064						(b) 26, 064

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計
	1十以四	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5千旭	
税務上の繰越欠損金(a)	31, 668	24, 945	_	19, 483	18, 478		94, 575
評価性引当額	△15, 497	△24, 945	_	△19, 483	△18, 478		△78, 404
繰延税金資産	16, 171	_	_	_		_	(b) 16, 171

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内 訳

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
法定実効税率	34. 59%	34. 59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.54%	1.54%
住民税均等割	0.21%	0.37%
評価性引当額の増減	△18. 17%	△22 . 84%
その他	0.00%	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17. 17%	14. 01%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.59%から35.43%に変更されます。

この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務等関係)

前事業年度(2024年3月31日)

当社は現本社事務所(2024年6月退去予定)について、不動産賃貸借契約に基づき退去時における原状回復義務を有しており、資産除去債務として認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

なお、新本社事務所については、不動産賃貸借契約に基づき新たに敷金を差し入れており、退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	_		
	前事業年度	当事業年度	
	(自2023年4月1日	(自2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
営業収益	884, 767	987, 130	
委託者報酬	878, 557	987, 130	
その他営業収益	6, 210	_	
合計	884, 767	987, 130	

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額 及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 該当事項はありません。 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自2023年4月1日	(自2024年4月1日
	至2024年3月31日)	至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	△48,749円92銭	△48,618円07銭
1株当たり当期純利益	3,904円53銭	133円21銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 - 2. A種類株式 (無配当株式) 及びB種類株式 (議決権制限株式) は、普通株式と同等の株式と して取り扱い、1株当たり情報の算定対象に含めております。
 - C種類株式は、配当優先株式であるため、1株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。
 - 3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度	
	(自2023年4月1日	(自2024年4月1日	
	至2024年3月31日)	至2025年3月31日)	
純資産の部の合計額	521,977千円	509, 129千円	
純資産の部の合計額から控除する金額	1,204,281千円	1, 189, 588千円	
(うち配当優先株式の払込金額)	(1,146,635千円)	(1,129,340千円)	
(うち優先配当額)	(57,646千円)	(60, 247千円)	
普通株式に係る期末の純資産額	△682,303千円	△680,458千円	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期	13, 996株	13,996株	
末の普通株式の数	13, 990()	13, 990()	
(うちA種類株式)	(116株)	(116株)	
(うちB種類株式)	(13,880株)	(13,880株)	

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自2023年4月1日	(自2024年4月1日
	至2024年3月31日)	至2025年3月31日)
当期純利益	112, 294千円	62,111千円
普通株主に帰属しない金額	57,646千円	60,247千円
(うち優先配当額)	(57,646千円)	(60,247千円)
普通株式に係る当期純利益	54,647千円	1,864千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株	13,996株
(うちA種類株式)	(116株)	(116株)
(うちB種類株式)	(13,880株)	(13,880株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜 させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとし て内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 該当事項はありません。

追加型証券投資信託

コモンズ30ファンド

約款

コモンズ投信株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行なうことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「コモンズ 30 マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに 国内外の株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、国内外の金融商品取引 所に上場されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図 ることを目標として運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市 況動向等によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。
- ③ 運用の基本となるベンチマークは設定しません。
- ④ 株式への実質投資割合は、通常の状態で投資信託財産の30%以上で機動的に変更できるものとします。
 - 本約款において、「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。
- ⑤ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、 投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

3. 収益分配方針

- (1) 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。
 - ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、 必ず分配を行なうものではありません。
 - ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本と同一の運用を行ないます。
- (2) 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税および住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

追加型証券投資信託 コモンズ30ファンド

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、コモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社り そな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第17条第1項および第2項、第29条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第 1項および第53条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に 掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律(以下、「投資信託法」 といいます。)第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によっ

- て生じた受益権については、これを追加信託の都度第8条第1項の追加口数に、それ ぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法 律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「総資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の全ての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿 への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行

なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者および委託者の指定する販売会社(「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。))は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および指定販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。ただし、この信託契約締結日前の受益権の取得申込みは、委託者のみが応じるものとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合に限り、第7条第1項の規定により分割される受益権を、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ③ 第1項の受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額とし、指定販売会社が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、委託者がこの信託契約締結日前に受益権の取得申込みに応じる場合の価額は、1口につき1円とします。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)および指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする

- 受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える 振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先 口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等 (当該他の振替機関等の上位機関を含みます。) に社振法の規定にしたがい、譲受人 の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するも のとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開 設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを 得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができ ます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、 委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものを いい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託法施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 - 二. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図節囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「コモンズ 30 マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4

- 号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で、次号で定めるもの以外のもの
- 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。 なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号まで の証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のう ち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号 および第15号の証券(新投資口予約権証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる 権利を含みます。) により運用することの指図ができます。
 - 1. 預金

- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割け市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。この条において同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として 行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の 計算で行なうことができるものとします。 なお、受託者の利害関係人が当該利害関係 人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の投資信託財産の間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および 同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新 株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものに ついては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 19 条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信用取引の運用指図)

- 第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第21条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクの回避と現物投資の代替に限り、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ の対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範 囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が 限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託 受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加 えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利

払金および償還金等(株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、投資信託 財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には投資信託財産が 当該限月を超えて受け取る配当金も含まれます。)ならびに第16条第2項第1号から 第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オ プション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純 資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額 の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、か つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時 点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金およ び償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用さ れているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲 内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金 利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額 のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係 るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に 占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入 れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑤ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の

- 合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ① 前2項においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日 (以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売

買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託 財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行なうものとします。

(有価証券の空売りの指図)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券(投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするもの とします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と 認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第28条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項 に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの (受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものを含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券 に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入 金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始 日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者へ の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日ま での間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券 等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借 入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を 限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財 産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができ

ます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその都度別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年1月19日から翌年1月18日までとします。 ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成22年1月18日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に 定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

- 第39条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替え た立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財 産中から支弁します。
 - ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支 弁することができます。
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書の作成、印刷および提出に係る 費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 - 6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、あらかじめ投資信託財産から支弁を受ける金額または当該金額の投資信託財産の純資産総額に対する比率に上限を付することができます。また委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、 または固定率もしくは固定金額を定める場合、委託者は投資信託財産の規模等を考 慮して、信託の設定時または期中に合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率 または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、 第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。また、第 3項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、 当該上限の範囲内で委託者が合理的と認める金額を第37条に規定する計算期間を通 じて毎日、投資信託財産に計上することができます。ただし、投資信託財産に計上 する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に実際の費用額を超えないものとします。
- ⑥ 第2項に定める諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日。) および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、 投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との配 分は別に定めます。

> 500 億円まで 年 10,000 分の 98 500 億円を超える部分 年 10,000 分の 89 1,000 億円を超える部分 年 10,000 分の 79 3,000 億円を超える部分 年 10,000 分の 68

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末(当該日が休業日の場合は翌営業日。)または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額および第39条第2項に定める諸費用(当該諸費用にかかる消費税を含む。)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに第39条

第2項に定める諸費用(当該諸費用にかかる消費税を含む。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金の再投資)

- 第42条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金(委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。)を指定販売会社に交付します。
 - ② 指定販売会社は(別に定める契約を締結する場合は、その契約に基づきます。)、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。) に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。)毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ④ 第47条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益 分配金があるときは、第2項および第3項の規定にかかわらず、毎計算期間終了後1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
 - ⑤ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑥ 前項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度調整されるものとします。

(委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第43条 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替 口座簿への記載または記録または登録に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責) 第44条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日まで

- に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第45条第1項に規定する支払開始日までに、また、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に、収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

- 第45条 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ② 一部解約金 (第47条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。) は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、第42条第4項に規定する収益分配金については、支払開始から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口を最低単位として、委託者 および指定販売会社が個別に定める単位をもって、一部解約の実行を請求すること ができます。ただし、原則として、受益者は 1 日あたり 5 億円を超える一部解約を 請求することはできないものとします。
 - ② 受益者が、一部解約の実行を請求するときは、委託者または指定販売会社に対し、 振替受益権をもって行なうものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とし

ます。

- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その 他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を停 止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができ ます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が停止された場合には、受益者は当該受付 停止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者 がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額 は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求 を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第49条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の 理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている 受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託 の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本 項において同じ。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使すること ができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている 受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第

54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資 信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第54条第2項の書面決議で 否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の変更事項(前項の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上 にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合 において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記 録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決 議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示請求の制限)

- 第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行 なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第56条の2 委託者は、投資信託法第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.commons30.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により 定めます。 上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月19日

委託者 東京都千代田区平河町二丁目4番5号

コモンズ投信株式会社

代表取締役 伊井 哲朗

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

りそな信託銀行株式会社 取締役社長 田中 卓

親投資信託

コモンズ30マザーファンド

約 款

コモンズ投信株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内外の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 長期の資産形成のため、あるいは次世代のための投資と定義づけるために、投資の目線は30年とします。
- ② 投資家と経営者のメリハリの利いた対話を確立するために、投資対象の基本は30銘 柄程度とします。
- ③ 企業の価値創造に伴って、長期的な成果を上げることを最大の目標とします。
- ④ 株式投資が主ではありますが、株式比率を30%以上で機動的に変更できるものとします。
- ⑤ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

親投資信託 コモンズ30マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券 投資信託(投資信託および投資法人に関する法律(以下「投資信託法」といいます。) 第2条第4項に規定する証券投資信託をいいます。)であり、コモンズ投信株式会社を 委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第14条第1項および第2項、第26条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受 託者はこれを引受けます。

(追加信託の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項および第2項、第43条第1項、 第44条第1項または第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第9項第1号で定める適格機関投資家 私募により行います。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益権を投資対象とするコモンズ 投信株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加信託 によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それ ぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の算出方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金 その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国にお ける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。
 - ③ 第 25 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客 先物相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権のうち、投資信託法施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

- 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4 号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 - 11. コマーシャル・ペーパー
 - 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で、次号で定めるもの以外のもの
 - 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
 - 19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 21. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。 なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる 権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産 総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第17条から第23条まで、第25条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として 行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の 計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係 人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なうほかの投資信託財産の間で、第12条ならびに第13条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第17条から第23条まで、第25条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を

- 行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等なら びに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および 同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取 引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に 上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または 社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券について は、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および 新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるも のについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 16 条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の 純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社 団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信用取引の運用指図)

- 第17条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクの回避と現物 投資の代替に限り、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品 取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプショ ン取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならび

- に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします (以下同じ。)。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ の対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範 囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等(株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、投資信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には投資信託財産が当該限月を超えて受け取る配当金も含まれます。)ならびに第13条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オ プション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純 資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、日本の取引 所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけ るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の 売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、日本の取引 所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけ るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金およ び償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用さ れているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲 内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨

- 建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額 の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引 時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した 価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

- 第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑤ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定 元本の総額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないも のとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利 商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商 品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額 に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ⑥ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定

元本の総額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(有価証券の貸付の指図)

- 第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託 財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券(投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と

認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項 に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者(受 託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると 認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する 等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記ま

- たは登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または 登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第32条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当が ある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができ ます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその 都度別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第33条 この信託の計算期間は、原則として毎年1月19日から翌年1月18日とします。ただし、当初計算期間は、信託契約締結日から平成22年1月18日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に 定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替え た立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、 追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処 理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における投資信託財産の純 資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付し ます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金 を受益者に支払います。

(信託契約の一部解約)

- 第41条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を 行う日の前営業日の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を 乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利

- であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項に定める場合のほか、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、信託契約 の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知 れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発し ます。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に 当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事業が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第47条第2項の書面 決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、 この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします
 - ② 委託者は、前項の変更事項(前項の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に あたる多数をもって行ないます。
 - (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合に おいて、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記 録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決 議が否決されたは、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が 信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格 が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第49条 委託者は、投資信託法第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託法第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.commons30.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により 定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年 1月19 日

委託者 東京都千代田区平河町二丁目4番5号 コモンズ投信株式会社 代表取締役 伊井 哲朗

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社 取締役社長 田中 卓